

月次総会議事録

令和5年（第9回）加古川市農業委員会月次総会
令和5年9月25日（月）

加古川市役所新館10階 大会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 堀江 保充	2 都倉 正	3 井相田 つや子
4 道清 真有子	5 東田 富能	6 馬田 禧紹
7 橋本 末弘	8 前田 祥道	9 藤原 正樹
10 都倉 澄子	11 岡本 善四郎	12 庄司 学
13 長井 義弘	14 柳 晴久	15 柿本 真千代
16 佐伯 眞究	17 久保田 四郎	18 丸山 良作

欠席委員

事務局

局長	桑山 隆	次長	宮武 滋
農政企画担当副課長	穴田 順一	農地係長	池田 健司
主査	仲平 雅史		
農林水産課			
農政係主事	河野 友博		

現地調査（西地区）

9月19日（火） 午前10時00分から
佐伯副会長、岡本総務委員長、都倉正委員、道清委員 事務局3名

現地調査（東地区）

9月19日（火） 午後1時30分から
佐伯副会長、岡本総務委員長、東田委員、久保田委員 事務局4名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1時30分

議長 ただ今より、令和5年第9回の月次総会を開催いたします。
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18名
委員現在数 18名
本日の出席委員数 18名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、8番 前田 祥道委員、9番 藤原 正樹委員、両名よろしくお願ひいたします。

議長 それでは議事に入ります。
議案第84号を議題といたします。
議案第84号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページ及び審議参考資料1ページをご覧願います。
恐れ入りますが、議案の訂正をお願いいたします。議案書1ページ、議案番号4番につきましては、9月22日付で取下書の提出がありましたので、議案から削除願います。

この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第84号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求める

こと。

1 神野町福留 [REDACTED] 平米 外1筆、計 [REDACTED] 平米。 [REDACTED]

[REDACTED] さんから、[REDACTED] さんへ。

2 山手一丁目 [REDACTED] 平米。 [REDACTED] さんから、[REDACTED]

[REDACTED] さんへ。新設農家。

3 尾上町今福 [REDACTED] 平米。 [REDACTED] さん 外2名から、[REDACTED]

[]さんへ。

議案書2ページをご覧ください。

5 平莊町山角 []、[]平米、外4筆、計[]平米。[]

[]さんから、[]さんへ。

6 平莊町山角 []、[]平米。[]さんから、[]

[]さんへ。

7 志方町投松 []、[]平米。[]さんから、[]

[]さんへ。

8 志方町成井 []、[]平米。[]さんから、[]さんへ。新設農家。

いずれの案件についても、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。また、2番及び8番については新設農家となっており、聞き取り調査を実施しています。

つきましては、別紙、審議参考資料1～2ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 ここで、2番の案件について、新設農家の聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

岡本委員 議席番号11番 岡本です。9月19日火曜日 午後3時55分より、佐伯副会長、東田委員、久保田委員と私、事務局3名の合計7名で、議案第84号2番の譲受人である[]さん出席のもと、新設農家に対する営農計画の聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

[]さんは今まで所有する農地はありませんでしたが、ご自身の生業である[]の傍ら、資材置場の一部や知人の農地を借りて野菜作りなどをされてきたそうです。このたび、申請地に徒歩ですぐの場所にある住宅を購入して移り住むことになったため、近くで畑ができると申請に至った理由を伺いました。

[]さんは[]の出身で、父親やご兄弟と日々、田や畠、山仕事をして幼少期を過ごされたそうです。山の斜面を利用した段々畠が連なる畔には大豆を植えるなど、土地を活用し、農作業をしてこられたそうです。就職を機に地元を離れたそうですが、自らの手で野菜を作ることは続けてこられたようで、農業を通じての仲間があると伺いました。とにかく野菜を作ることが好きで、申請書中の年間農作業従事日数は365日と書いてほしいとおっしゃるぐらい、毎日畠に行き、作業をされるそうです。果樹は接ぎ木をして良い実がなるようになり、加古川周辺でよく作られるペッちゃんよりもたくさん収穫ができたと話しておられました。

栽培した野菜などは、ご家族をはじめ、子どもや孫たちにも収穫に来るよう声をかけておられるようです。収穫する嬉しさ、野菜のおいしさを感じてもらい、ご自身も年をとっていくほどに野菜が好きになったように、親族にも野菜を好きになってほしいと思っておられるようです。また、作った野菜を食べられることが健康に過ごせる秘訣だと話されており、まだまだ現役で農業を続けていただけそうだと感じました。

農地としての土地所有は初めてということで新設農家の聞き取り調査を実施しましたが、十分に農業経験があり、新居でも農業を通じて地域に馴染み、次の世代に農業の喜びを伝えてくださりそうです。

新設の農家として地域調和条件の問題はなく、営農計画にも問題はないと思われます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、8番の案件について、新設農家の聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

東田委員 議席番号5番 東田です。9月19日火曜日 午後4時25分より、佐伯副会長、岡本総務委員長、久保田委員と私、事務局3名の合計7名で、議案第84号8番の譲受人である██████さん出席のもと、新設農家に対する営農計画の聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

██████さんは昨年、志方町成井に転入され、ご自宅で██████の会社を経営されています。以前住んでおられた場所は、朝夕の時間に関係なく車や人通りがあって騒がしい地域であったため、少しでも静かな場所で会社経営をしながら生活ができる住まいを探しておられたところ、紹介をうけた古民家が気に入り、購入を決められたそうです。農地が近くにあることが条件ではなかったようですが、実家は酪農を営み、牧草やトウモロコシを作っていたこともあり、近くの畠の所有者に相談したところ、使ってくれたらいいよと了解が得られ、使用していないトラクターを借りながら、野菜を作り始めたそうです。

申請地については、██████さんが農作業に取り組んでいる様子を間近で見た成井に住む所有者の妹が、この方なら農地として使ってもらえそうだと離れて生活する所有者と相談し、今回の申請に至ったと伺いました。

申請地には、既に柿やみかん、栗などの果樹が植わっています。高御位山の伏流水に恵まれ、水が枯れる心配は少ないようですが、当面は草刈の管理をしながら、豊かな収穫が見込めるよう世話をしたいと話しておられました。また、借り受けている農地についても、志方町で多くの方が取り組んでおられるイチジクや、与える化学肥料が少なくてよいとか気候変動に強い作物を選ぶなど、持続可能な農業にも挑戦してみたいともお話されました。

今回は果樹のある畠地についての申請ですが、日々の農作業に取り組まれ

ている様子を伺うと、地域に溶け込み、生活の中で農業を楽しんでおられるようです。

新設農家として、地域を支えていくひとりとして、農業に励んでいただけの方で、これから取り組みに大いに期待したいと思います。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。

議案第84号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第84号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第84号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第85号を議題といたします。

議案第85号の17件については、8月14日から9月11日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第86号を議題といたします。

議案第86号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書8ページ、審議参考資料3ページをご覧願います。

この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第86号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 神野町石守 [REDACTED] 平米。[REDACTED]さん 外2名。
駐車場及び通路用地。始末書添付。

2 東神吉町神吉 [REDACTED] 平米。[REDACTED]さん。賃貸露天駐車場用地。

いずれの案件につきましても、定例現地調査を実施しております。つきましては、別紙、審議参考資料3ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、及び、立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

東田委員 議席番号5番 東田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年9月19日、調査者は、佐伯副会長、岡本総務委員長、久保田委員と私、事務局4名の、合計8名で実施しました。

議案第86号の1番。申請の土地の位置は石守の西、現況は休耕田及び宅地。申請地の周囲は、東が水路・道路、西が宅地、南が雑種地、北が水路・道路となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、橋本委員、大形推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

都倉正委員 議席番号2番 都倉 正です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年9月19日、調査者は、佐伯副会長、岡本総務委員長、道清委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第86号の2番。申請の土地の位置は神吉の西、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が宅地、西が道路、南が宅地、北が宅地となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、長井委員、久保推進委員、伊藤推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第86号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第86号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第86号について、許可相当の意見書を添付し

て県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第87号を議題といたします。

議案第87号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書9ページ、審議参考資料4ページをご覧願います。

この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するため、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

恐れ入りますが、議案書の修正がございます。4番 八幡町宗佐の案件につきまして、始末書の提出がありましたので、備考欄に始末書添付と追記願います。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第87号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 神野町福留 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED]さんから、株式会社 [REDACTED]へ。露天資材置場用地。

2 野口町水足 [REDACTED]、[REDACTED] 平米 外1筆、計 [REDACTED] 平米。[REDACTED]さんから、合同会社 [REDACTED]へ。自動車部品置場用地及び車両置場用地。始末書添付、使用貸借権設定。

3 野口町水足 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED]さんから、[REDACTED]さん 外1名へ。宅地拡幅用地。始末書添付、使用貸借権設定。

4 八幡町宗佐 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED]さんから、[REDACTED]さんへ。住宅用地。建築許可申請併願。始末書添付。

議案書10ページをご覧ください。

5 志方町投松 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED]さんから、[REDACTED]さんへ。露天駐車場用地。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。つきましては、別紙、審議参考資料4～5ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、及び、立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番から4番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

久保田委員 議席番号17番 久保田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年9月19日、調査者は、佐伯副会長、岡本総務委員長、東田委員と私、事務局4名の、合計8名で実施しました。

議案第87号の1番。申請の土地の位置は福留の南、現況は畑作。申請地の周囲は、東が宅地、西が分筆畠、南が宅地、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、橋本委員、大形推進委員でした。

次に、議案第87号の2番。申請の土地の位置は水足の北、現況は休耕田及び宅地。申請地の周囲は、東が分筆田、西が道路、南が水路、北が宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。

次に、議案第87号の3番。申請の土地の位置は水足の北、現況は宅地。申請地の周囲は、東が分筆田、西が道路、南が宅地、北が田となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。以上2件、地元立会委員は、乾推進委員でした。

次に、議案第87号の4番。申請の土地の位置は宗佐の中、現況は雑種地。申請地の周囲は、東が田、西が宅地、南が田、北が畑となっており、隣接農地へ影響はないものと思われます。地元立会委員は、馬田委員、前田委員、八代醍醐推進委員、松尾推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、5番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

道清委員 議席番号4番 道清です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年9月19日、調査者は、佐伯副会長、岡本総務委員長、都倉正委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

・議案第87号の5番。申請の土地の位置は投松の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が宅地、西が宅地、南が田、北が水路・道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、東田委員、横山推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第87号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第87号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第87号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第88号を議題といたします。
議案第88号の4件については、8月14日から9月11日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第89号を議題といたします。
議案第89号の16件については、8月14日から9月11日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第90号を議題といたします。
議案第90号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書17ページ、審議参考資料6ページをご覧願います。
この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第90号 非農地証明願承認のこと。

1 神野町神野 [REDACTED]、[REDACTED]平米。[REDACTED]さん、昭和50年4月頃。

2 八幡町上西条 [REDACTED]、[REDACTED]平米。[REDACTED]さん、平成10年4月頃。

3 八幡町上西条 [REDACTED]、[REDACTED]平米 外1筆、計 [REDACTED]平米。[REDACTED]さん、昭和37年4月頃。

4 志方町投松 [REDACTED]、[REDACTED]平米。[REDACTED]さん、平成11年4月頃。

全ての案件について定例現地調査を実施しております。つきましては、別紙、審議参考資料6ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。
まず、1番から3番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

久保田委員 議席番号17番 久保田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年9月19日、調査者は、佐伯副会長、岡本総務委員長、東田委員と私、事務局4名の、合計8名で実施しました。

議案第90号の1番。申請の土地の位置は神野の東、申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、橋本委員、大形推進委員でした。

次に、議案第90号の2番。申請の土地の位置は上西条の中、申請地の状況は原野となっており、申請どおりかと思われます。

次に、議案第90号の3番。申請の土地の位置は上西条の北、申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。以上2件、地元立会委員は、馬田委員、前田委員、八代醍醐推進委員、松尾推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、4番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

道清委員 議席番号4番 道清です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年9月19日、調査者は、佐伯副会長、岡本総務委員長、都倉正委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第90号の4番。申請の土地の位置は投松の南。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、東田委員、横山推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第90号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第90号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第90号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第91号を議題といたします。

議案第91号の7件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第92号を議題といたします。
議案第92号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書20ページをご覧ください。
この議案は、市街化区域内の農地については、今後20年間、自ら耕作。市街化区域外の農地については、生涯、自ら耕作。また、農業経営基盤強化促進法に基づく事業、身体障害などによる営農困難となった場合の貸し付け耕作により、相続税の納税猶予の適用を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第92号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認のこと。

1 尾上町養田 [REDACTED] 平米 外1筆、計 [REDACTED]
平米。相続人 [REDACTED] さん、被相続人 [REDACTED] さん、同居。

2 尾上町旭二丁目 [REDACTED] 平米。相続人 [REDACTED] さん、被相
続人 [REDACTED] さん、同居。

なお、いずれの案件についても、地元委員による現地調査及び聞き取り調査により、相続人自ら農地を所有し、耕作するとの報告を頂いております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第92号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第92号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第92号について、原案のとおり、適格者証明願いを承認することに決定いたします。

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

議長 次に、議案第93号を議題といたします。
議案第93号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の河野と申します。農業経営基盤強化促進法が改正されました。附則により、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、従前の例により新たな農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとされています。

この議案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農地の権利移動を行うための、農用地利用集積計画を作成するにあたり、農業委員会の決定を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第93号 農用地利用集積計画の決定について。

議案書22ページ、審議参考資料7ページをご覧願います。農用地利用集積計画の概要です。借り手に当たります、利用権の設定を受ける者 [REDACTED]。貸し手に当たります、利用権を設定する者 [REDACTED] [REDACTED]。筆数 [REDACTED] 筆、面積 [REDACTED] 平米です。

続きまして、23ページをご覧願います。利用権設定等、総括表です。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の面積・筆数等を記載しております。

詳細につきましては、議案書24ページの各筆明細をご高覧ください、

なお、こちらの案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、審議参考資料7ページのとおり、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案説明は終わりました。議案第93号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第93号について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第93号について、原案のとおり決定いたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時7分)

加古川市農業委員会

会長 馬田 禱紹

令和5年9月25日

署名委員（8番）

署名委員（9番）